

環境省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
14	A	権限移譲・環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度の利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。 このうち、国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の許可等権限で、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、地域の実情を理解する府県への移譲を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園にあつては、関西広域連合へ移譲すべきである。 【懸念の解消・制度改正による効果】 国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を優すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接実施せず、指定認定機関に実施させることも可能となっている。 【支障事例】 法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景觀回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	【回答】 提案の実現は困難であると考える。 【理由】 国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。 上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。 許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作つてそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。 なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。また、IUCNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準からの逸脱につながつてしまう。	提案でも述べているとおり、国立公園の保護管理について、国が一義的に責任を負われることを否定するものではなく、軽微な地方環境事務所長権限に限って移譲を求めるものである。したがって、国立公園のすべての管理を求めているものではない。 特に、軽微な地方環境事務所長権限の案件については、開発と保護のチェック&バランスを確保した運用をすべきであり、総合行政を担う地方公共団体が処理する方が、地方環境事務所長が担うよりも、保護と利用の適切な推進に資するものと考え、許認可事務の執行にあつては、許可基準を作つて運用すれば済むものではないと言われるが、環境省において「国立公園の許可、届出等の取扱要領」を定め、「国立公園管理計画の風致景觀の管理に関する事項の許可、届出等取扱方針」や「自然公園法の行為許可の基準の細部解釈及び運用方法について」による許可に関する審査基準が規定されている。これらの基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、運用を地方公共団体が担うことは可能である。仮に、地方公共団体が担うことができない、と言われるのであれば、具体的に地方公共団体が担うことができないような地方環境事務所長権限の事例を例示願いたい。	
279	A	権限移譲・環境・衛生	国立公園の管理に係る近畿地方環境事務所長権限の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内への立入制限期間内の立入の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)を都道府県に移譲すること。 また、関西広域連合で区域を完結することができる国立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国立公園は、国が一義的な責任を負い、国際的に見ても国が保護するのが基準であることは理解しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な観点から実施すべきである。 近畿地方環境事務所長の権限は限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国定公園や県立公園の管理を行っている地方公共団体においても実施できる。 【支障事例】 国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。 また、国立公園の特別保護地区内での行為の許認可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しているほか、自然保護官事務所が、管内国立公園に対して、3ヶ所(神戸、竹野、清富(鳥取県))のみである。 【効果・必要性】 自然保護、環境教育、観光といった視点から、県および地元市町等が展開するエコツーリズム、地域振興施策と連携し、利用と保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風景が適正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事情の発生、発生のおそれへの迅速な対応が可能となる。 関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や府県間の調整が可能である。	自然公園法第20条から第37条	環境省	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	【回答】 提案の実現は困難であると考える。 【理由】 国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。 上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。 許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作つてそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。 また、災害などへの緊急対応の場合、現行制度でも許可は不要であり、地元の行う迅速な緊急対応の支障にはならない。 なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。また、IUCNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準からの逸脱につながつてしまう。	本県の提案は地方環境事務所長権限に限って移譲を求めるものであり、国立公園の全ての管理を求めているものではない。 本県では、国立公園に準ずる自然公園である国定公園の保護管理を行っているほか、自然公園法の審査基準の運用経験もあり、権限が移譲されれば、当該地域の自然環境を踏まえた保護管理を行うことが可能である。	
15	A	権限移譲・環境・衛生	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国定公園については、関係府県の調整により国定公園の適切な保護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが可能であることから、関西広域連合へ移譲すべきである。 そもそも、国立公園及び国定公園は、国において、公園区域を定めて指定し、公園計画を決定しているが、国定公園は国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき府県が管理しており、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えざるを得ず、府県の自主性・主体性が尊重されていない。 【支障事例】 兵庫県は平成18年の氷ノ山後山那岐山国定公園の計画変更の例では、温泉・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う保護のための軽微な計画変更であるが、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要している。 また、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舍等の施設配置の利用(施設)計画では、利用促進の観点からは機動的な見直しが必要であるが、現地状況の説明のため、詳細な資料作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。 【懸念の解消】 自然公園法等の基準のもとに決定するものであるとともに、国との協議の上、府県が決定することで、国の関与が残る。専門家への意見聴取については、府県の審議会に意見を聞くことで補える。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	【回答】 提案の実現は困難であると考える。 【理由】 ・国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園であり、国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。 ・現行制度では、国定公園の公園計画決定は都道府県の申し出によることとなっており、都道府県の主体性を尊重している仕組みとなっている。そのため、国定公園の公園計画は地域のニーズや特性が反映されているものと考えている。 ・資料作成・調査などの事務負担が指摘されているものの、関係行政機関、中央環境審議会等への説明責任として必要な事務であり、いずれにせよ、これらの事務は発生することから、当該事務負担は軽減されるとは言えず、制度改正の効果が具体的に示されていないと考えている。 ・挙げられている支障事例は10年近く前のものであり、かつ、何に支障を来したのか具体的に示されていない。近年では、申し出から決定まで半年程度で処理されており、当該支障は解消されているものと認識している。	国定公園は、環境大臣が指定する公園ではあるが、国立公園とは異なり、都道府県が管理していることから、公園計画の策定は管理主体に委ね、環境省は、地方公共団体の協議に基づき、国の関係機関と調整したうえで、必要な助言(同意を要しない協議)をすれば足りる。それにより、管理主体の自主性が尊重され、円滑な管理運営が実施されると考える。 現行制度は、都道府県の申し出による策定となり、「都道府県の主体性を尊重している仕組み」と言われるが、そもそも策定主体が国であり、申し出どおり策定されている訳ではない。それを主体性を尊重している仕組みとは到底言えない。仮に、申し出どおり策定されているのであれば、移譲しても何ら問題のないものである。 また、中央環境審議会への説明責任を言われているが、専門家への意見聴取は、地方公共団体において審議会を設置し、対応することが可能である。 いずれにしても、事務負担の軽減のみで提案しているのではなく、国の策定した計画に基づき地方が管理する仕組み自体が、地方の主体性、自主性を損なうものとなっていることから、見直すべきと主張するものである。	

環境省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成27年12月29日閣議決定）記載内容 ※平26対応方針（平27.1.30閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針（平28.12.20閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針（平29.12.26閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
						措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
高山市	○申請者は、市町村に申請書を提出後、書類の流れとしては、市町村→県出先機関→県庁→自然保護官事務所へそれぞれ意見を付して進捗することになっている。最終的に環境省からの許可までに2ヶ月以上は要しており、迅速な手続きとは言いにくい。	【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。		第1次回答のとおり、国立公園の管理は、現場に駐在する環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図ってきたものであり、国が一義的に責任を負ってきたものである。ご指摘の要領・通知類は、事務の取扱や許可基準の細部解釈について統一すべき事項を整理したものであるが、許可基準やこれら要領通知類を機械的に運用することでは国立公園の保護は図れず、現場に駐在する環境省職員が全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、風致景観への影響と公益性との比較衡量を適切に行う必要がある。 地方環境事務所は、国の環境政策の企画立案に必要な地域の情報の収集及び地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境政策の展開を図るために設置され、自然公園法の許可権限の相当部分が地方環境事務所長に委任されている。IUCNが定めた国立公園の定義においても「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、全国的・国際的な見地から、風致景観への影響と公益性との比較衡量などを適切に行い、環境省が一体として国立公園を管理する必要がある。					
		【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。		第1次回答のとおり、国立公園の管理は、現場に駐在する環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図ってきたものであり、国が一義的に責任を負ってきたものである。ご指摘の要領・通知類は、事務の取扱や許可基準の細部解釈について統一すべき事項を整理したものであるが、許可基準やこれら要領通知類を機械的に運用することでは国立公園の保護は図れず、現場に駐在する環境省職員が全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、風致景観への影響と公益性との比較衡量を適切に行う必要がある。 地方環境事務所は、国の環境政策の企画立案に必要な地域の情報の収集及び地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境政策の展開を図るために設置され、自然公園法の許可権限の相当部分が地方環境事務所長に委任されている。IUCNが定めた国立公園の定義においても「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、全国的・国際的な見地から、風致景観への影響と公益性との比較衡量などを適切に行い、環境省が一体として国立公園を管理する必要がある。					
		【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。		【回答】 提案の実現は困難であると考える。 【理由】 国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であり、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園である。公園計画は、自然公園法の目的である優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進を図る上で根幹をなすものである。自然公園の指定は、単にその地域が優れた自然の風景地であるということだけで指定するのではなく、当該優れた自然の保護及び利用の増進を適切に図るべく指定するのであり、かかる保護及び利用の増進を図る上で根幹をなすものである公園計画は、自然公園を指定する主体が責任を持って決定する必要がある。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
280	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園の公園計画決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定権限を、都道府県へ移譲すること。 また、複数県にまたがる国立公園については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国立公園は都道府県が管理しているが、公園計画は国が決定しており、地域のニーズや特性が反映された計画となっていない。 また、国立公園の計画を決定(廃止、変更)する際は、環境大臣が都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聞くことになっており、事務手続きが煩雑となっている。 【支障事例等】 平成18年に氷ノ山後山那岐山国立公園の計画変更を行った際には、事前の協議から、環境大臣への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで、約2年近くが必要となった例もある。 【効果・必要性】 地域を熟知する県が、県及び関係市町等が実施する地域振興施策と連携し公園計画を策定することにより、地域の魅力を活かした施設計画が可能となり、国立公園の自然景観の保護と利用促進の両立が図られる。また、氷ノ山後山那岐山国立公園は関西広域連合に参加する兵庫県・鳥取県にまたがっているが、関西広域連合に権限が委譲されることで、関西広域連合が中心となり国や関係自治体の調整、意思決定が迅速にされ、地域の特色を活かした計画策定が可能となる。	自然公園法第7条第2項及び第8条第2項	環境省	兵庫県、鳥取県、徳島県	【回答】 提案の実現は困難であると考える。 【理由】 ・国立公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園であり、国立公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。 ・現行制度では、国立公園の公園計画決定は都道府県の申し出によることになっており、都道府県の主体性を尊重している仕組みとなっている。そのため、国立公園の公園計画は地域のニーズや特性が反映されているものと考えている。 ・資料作成・調査などの事務負担が指摘されているものの、関係行政機関、中央環境審議会等への説明責任として必要な事務であり、いずれにせよ、これらの事務は発生することから、当該事務負担は軽減されるとは言えず、制度改正の効果が具体的に示されていないと考えている。 ・挙げられている支障事例は10年近く前のものであり、かつ、何に支障を来したのか具体的に示されていない。近年では、申し出から決定まで半年程度で処理されており、当該支障は解消されているものと認識している。	国立公園は、環境大臣が指定する自然公園ではあるが、国立公園と異なり、都道府県が自治事務として管理している。 しかしながら、管理と密接不可分の公園計画については、技術的助言において、都道府県が基本方針やスケジュールを作成し、地方審議会等の議論を踏まえ都道府県案を作成することが望ましいとされているにも関わらず、計画の策定は国の権限となっている。 本提案は、事務の軽減のみのために提案しているものでなく、国が策定及び決定した計画に基づき地方が管理する仕組自体が、地方の主体性、自主性を損なうものとなっていることから、権限を移譲すべきと主張するものである。	
128	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示についての都道府県への権限移譲	自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の指示権限は国の職員にしか与えられていないとの見解が示されていることから、都道府県職員も指示することができるよう権限移譲する。	【制度改正の経緯】 自然公園法37条2項に基づく指示が国立公園の特別地域内では都道府県職員は行えず、巡回・指示ができる国の職員が非常に限られた状況の中で同法の実効性は相当に乏しくなっている。 【支障事例】 本県においても、富士山箱根国立公園内に勤務する県職員(非常勤)の富士山レンジャーが日々富士山をパトロールする中で、例えば昨年度において ・複数人が演奏機材を持ち込んで、大きな音を出して演奏している ・個人が楽器の練習をしている ・大がかりな撮影機材を持ち込んで映像を撮影している といった行為を発見する事例があったが、指示権限がないため、任意にお願いするに留まり、有効な指導ができなかった。 特に最近では外国人旅行者が急増しており、残念ながらマナーの良い方々も相当目立つようになっている。 現状では躊躇しているような指示を権限を持って行えるようになることで、自然公園の適切な利用について効果的な意識啓発ができるようになるものと考えている。 【制度改正の必要性】 法37条2項の実行性を確保するため、国立公園の特別地域内においても同法に基づく指示をおこなえるよう都道府県にも権限を与えるべきである。	自然公園法 自然公園法施行令	環境省	山梨県	【回答】 現行法令で対応可能である。 自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の指示権限は、国の当該職員、都道府県の当該職員のいずれもがもつものと解される。	本件に係る見解について、各都道府県に通知し、周知をお願いしたい。	
47	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	一般廃棄物処理の処分及び収集運搬についての委託要件の緩和	事業者がDBOやDBMといったPPP手法等により、廃棄物処理業者へ包括的に運営を委託した場合、現行の廃棄物処理法により、再委託が禁止されている廃棄物の処分、収集運搬について、廃棄物処理業者へ再委託できるよう、要件の緩和をお願いしたい。	本市においてDBO方式にて供用を開始した桜環境センターは、ごみ焼却から残渣類の運搬、再資源化など維持管理運営に係る業務をSPC(特別目的会社)に包括的に委託することで民間力を活用し、効率的な運営を行っている。 しかし、委託業務のうち、残渣類の運搬や再資源化については、経験豊富な専門業者に委託すること、より効率的かつ安定的に行うことができると考えているが、法の規定によりSPCから収集運搬業者及び処分業者に対する委託が禁止されている。 法において再委託を禁止している趣旨は、再委託により責任の所在が不明確になることで、不適正な処理が発生することを防止することにあると考えるが、PPP手法等による包括的委託の受託者である事業者(本市の場合は上記SPC)は、市町村が行う業務を一括して行っていることを踏まえれば、その性質は市町村と同等と扱っても支障がないと考える。 以上から、PPP手法等で包括的委託を行う場合は、業務の一部を再委託可能とするよう、要件の緩和を求める。 ※ 本市にはごみ焼却施設が4施設あり、そのうち1施設が上記の桜環境センターである。今後、施設の統廃合を予定しており、その際にPPP手法等による施設建設が想定される。 【具体的な支障事例】 廃棄物の運搬・処分においては、焼却灰の飛散防止や運搬時の騒音防止など、安全かつ確実な搬出のために様々な対策を講じる必要がある。しかし、SPCには当該業務に係るノウハウが乏しく、専門業者に委託するよりも、業務に従事する人材の育成や必要な資機材の確保に係る費用負担等の点で非効率的な状況となっている。 【本提案に対する懸念事項を解消するための工夫・対応策】 再委託の規制緩和に当たっては、不法投棄の増加を誘引するとの懸念もあるが、適用範囲を市町村がSPCに包括委託するPPP手法等を活用する場合に限定する、SPCからの再委託時の条件として特定事業契約締結時に廃棄物の運搬業務を行う業者を事前に指定し、市町村の承諾を事前に得る等の対策を講じることにより解消可能と考える。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項、第7条第14項	環境省	さいたま市	廃棄物処理法施行令第4条第3号において、市町村が他者に一般廃棄物の処理業務を委託する場合に再委託が禁止されている理由は、当該業務の再委託により、一般廃棄物の処理責任の所在が不明確になること、また、実際の一般廃棄物の処理が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しなくなる可能性があること等から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じるおそれがあるためである。 今回提案市において、支障事例として挙げているものは、SPCから収集運搬業者及び処分業者に直接委託できないために、SPCが受託業務を全て自ら行っていることが非効率であることの事例であると考える。 したがって、提案市がSPCに委託している業務のうち、残渣類の運搬、再資源化などのような業務については、別途、提案市が十分な知識・技能を有する経験豊富な専門業者に直接委託をすることで、SPCにおいて効率的に業務を行うことができると考えるため、委託要件の緩和を行わなくても支障事例は解消できると考えられる。 以上のことから、市町村がSPCに包括委託する場合等に限ったとしても、市町村からの一般廃棄物処理業務について、再委託まで認めることは妥当でないと考える。 今回の提案は、平成25年9月20日に閣議決定された、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」において、PFI事業については、設計、建設、維持管理及び運営の全部または一部が一体的に扱われること、民間事業者の自主性と創意工夫が生かされること等により、コスト縮減を積極的に喚起し、できるだけ税財源負担を減らす努力を行うことが重要である等の記載に基づいて提案したものである。 焼却施設から発生する残渣類は、施設の運転管理状況によって品質や発生量が大きく変動する。このため、当該業務をSPCの業務範囲とすることで、SPCの創意工夫によって残渣類の品質の向上や発生量の低減が促進されることが期待される。また、SPCの運搬コストが削減されるなど、事業期間全体における財政負担の縮減が期待できる。 一方、当該業務を市町村が別途委託発注した場合には、SPCにおける創意工夫の余地が少なくなるため、残渣類の品質の低下や発生量が増加することが予測され、市町村の財政負担の増加が懸念される。 これらのことから、当該業務は包括委託の業務範囲としてSPCに委ねることが適切であると考えらる。 また、DBO方式やPFI事業のように維持管理運営業務を包括委託する場合には、当該施設に市町村職員を配置しないケースが多い。このため、市町村が当該業務を別途、専門業者へ委託したとしても、市町村職員の配置はコスト面において現実的ではないことから、現場での車両確認や積み込み状況の確認作業は、SPCが実施することになる。この場合、現場での作業状況は、本市の提案による再委託が実現した場合と同様になると考えられる。このような実情を踏まえると、本市の提案による再委託の実現が必要であると考えらる。 なお、再委託により、一般廃棄物の処理責任の所在が不明確になる等の懸念については、適用範囲を市町村がSPCに包括委託するPPP手法等を活用する場合に限定する、SPCからの再委託時の条件として特定事業契約締結時に廃棄物の運搬業務を行う業者を事前に指定し、市町村の承諾を事前に得る等の対策を講じること、市町村とSPCの責任所掌を明確にすること等により解消可能と考える。 以上の観点から、本提案について再度検討していただきたい。		

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成27年12月22日閣議決定）記載内容 ※平26対応方針（平27.1.30閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針（平28.12.20閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針（平29.12.26閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
						措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
岐阜県	○国定公園は、国立公園とは異なり、管理責任者は国ではなく都道府県となっており、国において決定された国定公園の公園計画に基づき、県が管理している。土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む“地方創生時代の体系へ”見直ししていくべきである。また、公園計画には、自然公園の利用を促進するため、野営場、園地、避難小屋、駐車場、宿舎等の施設配置を決定する利用（施設）計画がある。自然公園の利用促進の観点からは、機動的な施設配置の見直しをする必要があるが、国へ現地の状況を説明するため、詳細な資料の作成、調査等が必要となるなど、軽微な公園計画の見直しは躊躇せざるをえない状況にある。	【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。		【回答】 提案の実現は困難であると考える。 【理由】 国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であり、自然公園法に基づき環境大臣が指定する公園である。公園計画は、自然公園法の目的である優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進を図る上で根幹をなすものである。自然公園の指定は、単にその地域が優れた自然の風景地であるということだけで指定するのではなく、当該優れた自然の保護及び利用の増進を適切に図るべく指定するのであり、かかる保護及び利用の増進を図る上で根幹をなすものである公園計画は、自然公園を指定する主体が責任を持って決定する必要がある。					
高山市	○秩父多摩甲斐国立公園、富士山箱根国立公園、小笠原国立公園内に勤務する職員やレンジャーが現場の巡視を行う中で、迷惑行為に該当する事例に遭遇しているが、指示権限がないために、明確な指導ができていない。	【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 なお、所管（府）省からの回答が現行規定（制度）により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		都道府県の担当者が集まる会合等の機会を通じて、周知してまいりたい。	4【環境省】 自然公園法（昭32法161） 国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示（37条2項）については、国の職員だけでなく、国立公園に係る事務に従事する都道府県の職員も行うことが可能であることを明確化するため、都道府県に平成27年度中に通知する。	各都道府県宛てに周知文書を出済み	平成28年2月22日	国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示（37条2項）については、国の職員だけでなく、国立公園に係る事務に従事する都道府県の職員も行うことが可能であることを、各都道府県及び各地方環境事務所に平成28年2月22日付け事務連絡を発出し周知した。	
豊橋市、堺市、大和郡山市、真庭市、宮崎市、延岡市	○クリーンセンター臨海工場は、BTO方式にて平成25年4月より運用開始し、維持管理・運営に係る業務をSPC（特別目的会社）に委託している。廃掃法により再委託が禁止されていることから、溶融飛灰処理物の運搬業務を他の業者に委託することができず、SPCが必要な人材及び機材を確保することとなった。 このことは、PFI法が狙いとする事業コストの削減という観点から非効率であるため、提案のような廃掃法の緩和措置が必要と考える。 ○可燃ごみは、平成27年度途中から広域行政組合（以下「組合」）での処理が始まる。組合から焼却施設の運営全般をSPCへ委託。委託業務には、主灰をセメント資源化するためのセメント工場への運搬業務まで含んでいるが、セメント工場での処理をSPCから委託すると、再委託に該当する。よって、工場での処理は組合が工場へ委託している。 SPCとセメント工場には契約が存在していないので、両者のやり取りは組合が仲介することとなるが、灰の品質等不具合が生じた場合の対応に支障をきたす恐れがある。	【全国市長会】 環境省からの回答が「委託要件の緩和を行なわなくても支障事例は解消できると考えられる」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。		本年8月6日に施行された、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）により、廃棄物処理法施行令第4条第3号が改正され、市町村が非常災害により生じた廃棄物の処理を委託する場合について、これまで一律に認めていなかった一般廃棄物の処理の再委託が可能となった。これは、非常災害が発生した場合、平時において市町村が処理している日常生活に伴って生じたごみやし尿、事業系一般廃棄物とはその質、量ともに異なる廃棄物が発生し、被災市町村が当該廃棄物の処理体制を十分に確保できない場合が生じるおそれがあることから、再委託を認めたものであり、平時においては引き続き再委託が禁止であることには変更はない。市町村が平時の処理体制で処理が可能な一般廃棄物について再委託を緩和することは、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じるおそれがあることから適切ではないと考える。 他方で、PPP手法等によるSPCへの包括委託が廃棄物処理法上の再委託に該当するため、一般廃棄物の処理業務を市町村が自ら別途委託発注する場合、市町村の財政負担の増加が懸念されるのであれば、禁止されている再委託には該当しない事業契約締結の要件を明確にした上で、当該要件について地方公共団体に対し周知することを検討したい。具体的には、①市町村、SPC及び一般廃棄物収集運搬業者又は処分業者との間で三者契約が締結されている場合、②SPCは契約の事務手続や取り扱いのみを行い、市町村と一般廃棄物収集運搬業者又は処分業者の間で実際の業務委託契約が締結されている場合については再委託には該当しないため、これらの再委託に該当しない事業契約を締結することで、一般廃棄物の処理業務を市町村が自ら別途委託発注する場合の弊害を解消できると考える。	6【環境省】 （2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137） 一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託（6条の2第2項）については、市町村が「官民連携（PPP）」等の活用により特別目的会社（SPC）へ包括的に業務委託する場合に、市町村、SPC及び処理業者との間で三者契約を締結することなどにより、その業務の一部である一般廃棄物の収集、運搬又は処分を処理業者に担わせることが可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通知する。	措置済	平成28年3月30日	以下通知を発出した。 環廃対発第16033010号 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
66	B 地 方に対 する規 制緩和	環境・ 衛生	自社の中間処理残 渣に対する廃棄物 処理に関する規制 の緩和	現在取引価値がないため廃 棄物として扱われている産 業廃棄物中間処理残渣に ついて、バイオマス燃料とし て確実かつ適切に利用する ことができるものについ ては、取引価値がなくても廃 棄物として扱わない解釈と するよう「行政処分の指針 について(通知)」の改正を 提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設の燃 料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とみなされ、その発電施設は廃棄物処理施設(発電 設備付き廃棄物焼却炉)となり、規模に応じて廃棄物処理法第15条に基づく設置許可(都道府県知事 許可)の対象となる。 なお、その残渣が、廃棄物ではなく有価取引等が可能なものであれば、その燃料を使用した施設は発 電付ボイラーとして扱われる。(手続きは電気事業法、大気汚染防止法の届出) 県内事業者から「自社の廃棄物処理残渣(※取引価値のないもの)を発電付ボイラーの燃料として使 用し、発生した電気及び焼却熱を農業利用する計画があるが、この施設が廃棄物焼却施設となると、環 境影響調査や地元調整に煩雑な手続きや長い期間(1年程度)を要するのでなんとかならないか」とい う相談もあり、処理業者が自社で燃料として利用する行為が廃棄物の処理とみなされることが、処理業 者が自ら廃棄物由来バイオマスを活用することの妨げとなっている。 一方で、政府は廃棄物エネルギーの利用・発電を最重要視した政策を掲げていることから、廃棄物由 来バイオマスの有効利用促進につなげるためにも、自社の中間処理後の残渣を、適切に自社燃料とし て有効利用する場合は、廃棄物処理法の適用除外となるよう、「行政処分の指針について(通知)」の改 定を提案する。 【期待される効果】 従来焼却・埋立処分されていたものを燃料として活用するため、化石燃料等の使用量(燃料費)の削 減のほか、廃棄物エネルギー活用の促進、最終処分量の削減、循環産業の育成等の効果が期待され る。	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律第2条、第 15条、第15条の 2、 平成25年3月29 日付け 環産産 発第1303299号 環境省大臣官房 廃棄物・リサイク ル対策部産業廃 棄物課長通知 「行政処分の指 針について(通 知)」	環境省	富山県	廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため に不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状 況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判 断すべきこととされている(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。 個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物 に関しては廃棄物処理法に基づく監督権限を有する都道府県等(今回のケースで は、富山県)が行政処分の指針(平成25年3月29日付け環産産発第1303299環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)を踏まえ行うこととなっ ている。 したがって、御指摘の自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社 の発電施設の燃料として利用する場合について、当該残渣を都道府県等が「行政処 分の指針について」を踏まえ個別の事実ごとに総合判断した結果、「廃棄物として取 り扱う必要はない」(有価物である)と判断するのであれば、廃棄物として取り扱う必 要はない。	意見なし	
			最終処分場の立地 規制基準の設定及 び地域の裁量規定 の導入	最終処分場の設置許可基 準を定めている廃棄物処理 法第15条の2第1項2号に おける「適正な配慮」の具体 例として、最終処分場が過 度に集中する地域に対する 総量基準や距離制限などを 明文化するとともに、最終 処分場の設置許可に地域 の実情を反映させるため、 地方の裁量を認める規定を 盛り込む。	【制度改正の経緯】 本県北部地域は平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、こ れまでに100を超える最終処分場が設置されてきた。 そのような中、新たに大規模な安定最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中 心に地下水汚染等心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が 高まるなど、広域的な問題となっている。 本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場の敷地の周囲1km以内 における最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、指導に当たってきた。 しかし、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法における許 可基準の規定にて、最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量や施設間の距離な ど、具体例を明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁 量を認める規定を盛り込む。 【支障事例】 指導要綱は行政指導であるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、許可 申請を提出する事業者も出てきているが、許可要件に適合している場合には許可せざるを得ない。 指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、今後指導要綱に従わない事業者が増加し、そ の結果、指導要綱がなし崩しとなり、最終処分場の集中立地に歯止めがかからなくなることが懸念され る。 これまでの安定型処分場に係る民事裁判では、操業や建設が差止めとなる判決が出されるなど、厳し い状況にあり、指導要綱に従わない案件について許可処分とした場合、住民からの反発が予想される。	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律第15条の2 第1項2号	環境省	栃木県	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)は、「生活環境の 保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としており、当該目的を達成するために 許可基準等を設けている。 廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事業者に対し生活環境影響調査の実 施を求め、また、地域の生活環境に適正な配慮がなされているか、生活環境保全上 の支障が生じないかな等を審査することとしており、さらに当該地域の実情に 「生活環境保全上必要な条件」を付することもできることとされている。 よって、地域の実情に応じた対応は、現行制度下において十分に可能になってい るものと考えられる。	生活環境影響調査は、安定型最終処分場の設置に関し、地下水汚染を予測、評 価することを要件としていないことから、安定型最終処分場の設置許可に当たっ ては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しない措置を審査し、当該基準に適合 していれば許可せざるを得ず、安定型最終処分場の集中立地によって、複数の処分 場に起因する地下水汚染の未然防止には対処できないと史料され、現状では、地元 住民の不安を払拭できない。 このため、安定型最終処分場が過度に集中する地域においては、廃棄物処理法 で、新たな処分場の立地を規制する基準を設ける必要があり、集中する地域の設定 等に関しては、都道府県知事の裁量を認める規定を盛り込んでいただきたい。	
			狩猟免許の有効期 間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩 猟免許の有効期間は免許 の種類に関わらず一律基本 3年とされている。狩猟免許 のうち、市町村が指名・任命 する鳥獣被害対策実施隊 が所持するわな猟免許に あつては、狩猟免許の有効 期間を6年に延長すること。	【具体的な支障事例】 現在の狩猟免許の有効期間は、3年間となっており、免許所持者にとって免許更新が負担となつてお り、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲作業を行う市町村の鳥獣被害対策実施隊員にあつては、市町村長 が指名・任命を行うものであり、定期的な免許所持者の適格確認が可能であるため、わな免許におい ては免許の有効期間の延長を求めるものである。 趣味としての「狩猟」を行わず、公益的な捕獲となる有害鳥獣捕獲を行う実施隊員においては、狩猟免 許を取得し、3年ごとに免許更新を行うことが負担となっているが、免許の有効期限を延長することは免 許更新の負担(費用負担など)をなくすことだけではなく、捕獲作業に精通し専ら有害鳥獣捕獲に従事す る民間の実施隊員が被害防止対策に従事しやすくなり、民間隊員が現在よりも増加することにより対策 が進むことが期待できるものである。 例えば有害鳥獣であるイノシシについて、長崎県においては、趣味として捕獲するケースは少なく、そ の多くが有害鳥獣捕獲となっている。 (例)イノシシ捕獲の内訳(H25) 狩猟による捕獲1,360頭、有害鳥獣捕獲31,789頭	鳥獣保護管理法 第44条	環境省	長崎県	昨年度の提案を踏まえ、「狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護 及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を 踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な 方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。」と今年1月に閣議決 定されたところ。その検討については「平成28年度中には着手予定」としており、当 該閣議決定を踏まえて今後の検討を進めるにあたり、昨年度の提案に加え、今年度 の提案内容も参考にする。	今回、狩猟免許の有効期間については、法改正の施行状況を踏まえて平成28年 度中には在り方の検討に着手されとのことをお伺いしたため、今後検討がなされる 際には、狩猟者(有害鳥獣捕獲従事者)確保が円滑に進むように、地域の判断で安 全性を確保しつつ、有効期間の延長が可能となる等検討を進めていただきたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成27年12月22日閣議決定）記載内容 ※平26対応方針（平27.1.30閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平26＞として併記 ※平28対応方針（平28.12.20閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平28＞として併記 ※平29対応方針（平29.12.26閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を＜平29＞として併記	対応方針の措置（検討）状況			
						措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
富山市		【全国知事会】 生活環境の保全を確保するとともに、不適正な処理が行われないような仕組みを構築すべき。 【全国市長会】 監督権限を有する自治体による判断により事業者の混乱を招かぬよう、また、適正な法の運用に支障をきたさぬよう指針の改定を求める。							
豊田市、千葉県	○廃棄物処理施設の適正な配置を図るため、指導要綱で、 ・既存最終処分場から1km以上の距離があること他、住宅、学校、病院、開発予定地等から一定の距離を確保すること ・自然公園特別地域や保安林等を含まないこと 等の立地基準を定め、廃棄物処理施設の設置に当たり事業者を指導しているところである。指導要綱による指導に事業者の協力は得られているが、行政指導であり限界があると認識しているところである。またこれまでに、安定型最終処分場の設置において、 ・計画地周辺の生活環境への影響の恐れがあることを理由の一つとして、不許可処分を行い、訴訟を提起された事例 ・設置許可した後、住民訴訟において水源地への立地は不適切として、建設等の差し止めが下された事例 がある。 こうしたことから、廃棄物処理施設の設置に当たり事業者に対して、周辺地域の生活環境や施設への適正な配慮を求められるよう、配慮すべき具体的な内容を明確化するとともに、地域の実情に応じた裁量を認める規定が必要と考える。	【全国知事会】 廃棄物処理施設の立地基準については、全国一律の基準が必要である。 【全国市長会】 支障事例を勘案した上で、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としており、当該目的を達成するために許可基準等を設けている。 廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、事業者に対し生活環境影響調査の実施を求めている。また、都道府県知事は、当該施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していない場合又は周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされていると認めないときは当該許可をしてはならないとされており（法第一五条の二第1項）、さらに当該地域の実情に応じて許可に「生活環境保全上必要な条件」を付することもできるとされている（法第一五条の二第1項）。 このため、地域の実情に応じた対応は、現行制度下の都道府県知事の裁量において十分に可能になっているものと考えられる。なお、本件は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（平成10年5月7日衛環第37号）」により各都道府県及び政令市に対して周知済みである。						
花巻市、鹿角市、秋市、東温市、高知県		【全国知事会】 狩猟者の事故防止等安全確保の方策を構築しつつ、狩猟免許の有効期間の延長を検討するべきである。 【全国市長会】 有害鳥獣駆除には、銃器等厳格な取り扱いが必要となる器具もあることから、駆除従事者の資質確認のための狩猟免許の有効期間の延長については、慎重な検討を求める。							

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
232	B 地 方に対 する規 制緩和	環境・ 衛生	狩猟免許の有効期 間の延長	狩猟免許の有効期間を地 域の判断で設定できる(延 長する)ものとする。	【制度改正の経緯】 野生鳥獣の管理を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網猟、わな猟免許の取得年齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。 【支障事例】 ニホンジカやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然植生の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の人材育成が喫緊の課題となっている。狩猟免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに免許を取得した者であっても、更新時の手続や経済的な負担から、3年で免許を手放してしまう事例も多く、また、他の免許制度のように、一定期間、安全狩猟が達成できた者に対して、メリット制の導入に関する要望もなされている。 【制度改正の必要性】 免許制度に係る狩猟者の負担軽減を図り、狩猟者の減少に歯止めを掛けるために、有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲等のための人材確保を必要とする地域のニーズに応じて、銃猟については高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、狩猟免許の有効期限を、地域の判断で延長を行うことを提案する。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第44条第2項	環境省	徳島県、兵庫 県、鳥取 県、香川 県、高知 県、京都市	昨年度の提案を踏まえ、「狩猟免許の有効期間(44条2項)」については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。」と今年1月に閣議決定されたところ。その検討については「平成28年度中には着手予定」としており、当該閣議決定を踏まえて今後の検討を進めるにあたり、昨年度の提案に加え、今年度の提案内容も参考にする。	本提案は、平成26年度の関係省庁からの回答を踏まえ、銃猟については高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、各自治体がそれぞれの状況に応じて有効期限の延長を定められるようにしていただきたいというものであり、本提案を実施することにより、狩猟者の負担軽減が図られ、狩猟者減少の歯止めになると考えている。 「平成28年度中には、狩猟者確保のための総合的な方策の一環として、その在り方の検討に着手する。」との回答を頂いているところであるが、本提案の実現により、有害鳥獣捕獲等について政策的な効果が見込まれ、さらには、ジビエ料理への利活用など「鳥獣被害対策」を軸にした地方創生への更なる取組が期待できることから、規制緩和の実施に向けて議論を進めていただきたい。	
283	B 地 方に対 する規 制緩和	農地・ 農業	鉄砲所持許可を有 する者における狩 猟免許試験の一部 免除	狩猟者の確保を図るため、 農林業被害が深刻でかつ 狩猟後継者の確保が困難 と県が認める地域の居住者 のうち、銃猟の免許試験に おいて、鉄砲所持許可を有 する者について、技能試験 の一部(銃器の点検・分解 結合等の基本操作)を免除 し、負担を軽減すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方では深刻化する鳥獣被害への対応に苦慮しているなか、猟者による捕獲を維持し、また、新しい世代の狩猟者を育成していくことが課題となっている。 【支障事例等】 兵庫県では、野生動物の適正な保護管理の担い手である狩猟免許所持者の確保に努めているが、とりわけ既に鉄砲所持許可を有する者は、銃の基本操作に習熟していることから、猟猟後継者として期待している。 しかし、銃猟の免許試験のうち(銃器の点検、分解結合等の基本操作)が免除されておらず、同じ内容の技能試験を2度にわたって受験することとなり、鉄砲所持許可者が狩猟免許を取ろうとする際に負担になっている。 【効果・必要性】 狩猟免許試験の実施における開催箇所の増など受験者の利便性向上策に加え、鉄砲所持許可を有する者に対する試験項目の一部免除を実施することで、狩猟免許試験受験者の負担が軽減される。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第48条第2号	環境省	兵庫県、京 都市、鳥 取県、徳 島県、京 都市	・鳥獣法に基づく狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における銃器の基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱包)を始めとする一連の試験項目は、鳥獣法固有の観点から実施される試験項目であり、鳥獣法に基づいて、野外で安全に銃猟をする際の、基本的かつ極めて重要な技術である。具体的には、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験は、例えば、射撃姿勢操作で水平射撃の姿勢をとった場合、人や建物へ銃弾が当たるおそれがあるため減点の対象となるが、銃刀法に基づく技能検定では減点されないなど、「出猟した現場」を想定したものとなっており、銃刀法に基づく技能検定とは試験の観点が異なっている。 ・さらに、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における基本操作を免除することは、基本操作部分における減点はないものとみなすこととなり、減点方式の技能試験において、試験項目が減ることは狩猟免許(第1種銃猟免許)試験で審査していた安全管理上の基準を緩和させることとなる。現実には、銃所持許可を有している者であっても、狩猟免許試験において、銃の操作が確実でないことなどを理由に不合格となるものは存在しており、銃所持許可者が「出猟した現場」を想定した基本操作を当然習得し、狩猟免許を所持するに足る技量を有しているとだちに判断することはできない。 ・加えて、今後、鳥獣の捕獲が推進される中、事故の未然防止とさらなる安全確保の強化が求められている。 以上のことから、ご提案のような試験の一部免除を図ることは適当ではない。 ・また、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験の技能試験の所要時間は1人30分程度で、そのうち銃器の点検・分解結合、装填、脱包に係る試験に要する時間は10分程度であることから、当該試験による負担が多大であるとは認められず、当該試験の一部免除したところで負担軽減にはならない。 なお、本提案については、構造改革特区でも過去8回5年にわたり全く同様の提案があったところ、具体的な支障事例が示されず提案の実現には至っていない。具体的な支障事例がある場合にはその支障や一部免除による効果などを定量的なデータとともに示して頂きたい。	狩猟免許特有の科目については必要であると理解するが、銃器の点検や分解結合といった基本操作については、銃所持許可を有する者は当然習熟しているものであるため、免除すべきであると考える。	
239	B 地 方に対 する規 制緩和	環境・ 衛生	浄化槽市町村整備 推進事業における 「複数戸に1基の 浄化槽の設置」に ついての要件緩和	浄化槽市町村整備推進事 業において、浄化槽は1戸 に1基が原則で、敷地内に 浄化槽を設置する場所がな い場合等以外は複数戸に1 基の共有設置は認められて いない。 市町村設置型の更なる効 率的な整備の実施や住民 の負担軽減を図るため、事 業要件を緩和し、複数戸に 1基の共有浄化槽を一般化 する。	【制度改正の背景】 浄化槽の設置に係る個人負担額は大きく、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。そこで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済みの住民にとっては転換コストの負担感は大きく、さらなるコスト縮減が課題である。 【支障となる事例】 隣接する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して設置及び維持コストが大きく縮減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがないといった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。 【制度改正の必要性】 国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。 【制度改正効果】 市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合 ・工事費の個人負担金(※1) 1戸あたり83,000円が、41,500円に削減 ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減 20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。 ※1:工事費(交付金対象額より、5人槽837,000円)の1割(市町村設置型の場合) ※2:生活排水処理施設設備計画策定マニュアル(環境省)より	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3	環境省	徳島県、兵庫 県、和歌 山県、鳥 取県、香 川県、愛媛 県、高知県	浄化槽の設置については、建築基準法の規定による建築主事の判断が必要となるが、複数戸に1基の浄化槽を地形等の特殊状況によらずに国庫助成対象とすることについては、共有浄化槽を設置できる土地を市町村が確保するなど、持続的な設置が担保されること且つ1戸に1基を設置した際の国庫補助総額と比して安価となる場合を前提とし、緩和する方向で検討する。 なお、複数戸の上限戸数※については、個別処理と集合処理との役割分担を踏まえ、関係官庁とも調整して検討する。 ※現在の交付要綱では地形等の特殊状況により個別に設置できない場合には、5戸以下まで接続しても差し支えないとしている。	提案の趣旨に沿った回答であるので、その方向で議論を進めていただきたい。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
萩市、東温市		【全国知事会】 狩猟者の事故防止等安全確保の方策を構築しつつ、狩猟免許の有効期間の延長を検討するべきである。 【全国市長会】 有害鳥獣駆除には、駆除従事者の資質確認が必要となることから、狩猟免許の有効期間の延長については、慎重な検討を求める。							
鹿角市、萩市、岐阜県	○有害鳥獣駆除業務に従事する猟友会員の若年化を図るため、単独事業により新規に狩猟免許を取得する者に対し費用の補助を行っているが、既存の猟友会員の高齢化進んでおり、有害鳥獣駆除に従事する者の負担を少しでも軽減する必要があると考える。	【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、負担軽減策について検討すること。		提案者は「銃器の点検や分解結合といった基本操作については、銃所持許可を有する者は当然習熟しているものであるため、免除すべき」としているが、現実には、銃所持許可を有している者であっても、狩猟免許試験において、銃の操作が「確実でないことなどを理由に不合格となるものは存在しており、「当然習熟しているもの」とは言えない。したがって、ご提案のような試験の一部免除を図ることは適当ではない。 なお、第一次回答でも記載したとおり、具体的な支障事例がある場合にはその支障や一部免除による効果などを定量的なデータとともに示して頂きたい。					
埼玉県、相模原市	○昭和50年代後半から60年代にかけて、民間主導による大規模宅地開発が各地で活発に行われてきたが、開発後30年を超過して、当初設置した浄化槽の多くが更新時期を迎えており、適正に管理されない浄化槽や不具合が生じた浄化槽の増加に伴い、河川などの公共用水域の水質悪化の要因の一つとなっている。 それを避けるためには、下水道や農業集落排水と同様に市町村が浄化槽の適正な維持管理や計画的な整備に責任を持つ浄化槽市町村整備型への取組を促進する必要がある。 住民にとっては、合併浄化槽設置にあたっての負担金(概ね10万円程度)や浄化槽使用料が月2,500円～3,000円程度必要となるなど、一定の負担が生じることとなる。 また、敷地内に浄化槽の設置が可能な場合であっても、敷地条件によっては駐車場の再舗装、カーポートの移設などに伴い1基当たりの個人負担が重いケースがある。 そのため、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することにより、1世帯あたりの設置及び維持管理コストを縮減するとともに、地域の実情に応じた効率的な市町村整備型の運用方法の選択を広げることができることとなる。 ○現在の浄化槽の最低人槽は5人槽であるが、平成26年度設置申請における1人世帯と2人世帯の合計の割合は約34パーセントとなっている。 地形等の特殊状況以外においても複数戸に1基の設置を認められることにより、隣接する1人世帯や2人世帯の共同使用を行うことができ、住民負担の軽減と設置及び維持管理コストの削減につながる。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。 なお、共有する者同士のトラブルへの対応について留意する必要がある。			6【環境省】 (6)浄化槽市町村整備推進事業 浄化槽市町村整備推進事業については、効率的な浄化槽の整備を図るため、共有浄化槽を設置できる土地を市町村が確保することなどを前提として、複数戸に1基の浄化槽を設置する場合についても地形等の特殊状況によらずに助成の対象とできるよう「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」(平27 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を平成27年度中に改正する。	交付金交付要綱等の改正	H28.3.31付要綱等の一部改正を実施	個別に設置するよりも複数戸に1基を設置する方が経済的・効率的な場合には市町村において浄化槽設置用地を適切に確保することを前提として、複数戸に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととし、要綱を改正した。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
281	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の環境大臣への協議及び同意の緩和	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要とされているが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	【提案の経緯・事情変更】 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 その理由として、「総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある」旨、国より回答があった。 しかし、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、新たに定めようとする総量削減計画においても現状を維持するような場合には、上記の国の確認は不要と考えられる。 【支障事例等】 第7次総量削減計画の作成の際は、平成22年の8月頃に環境省から計画作成についての照会があり、事前協議を続けて、国の基本方針が出てきたのは平成23年6月5日だった。 そこから本協議を行うまで約5ヶ月かかっており、平成23年11月25日付で協議を行い、平成24年1月27日付で同意を得るまで、約2ヶ月かかっており、照会から含めると約1年5ヶ月かかった。 【効果・必要性】 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に作成すべきものであり、各都府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手続をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定することができる。	水質汚濁防止法第4条の3第3項	環境省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	・地方分権改革推進委員会による第3次勧告では、同意を要する協議を許容する場合として「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、水濁法に基づく総量削減計画はこれに該当するものである。 ・第3次勧告後の「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、「削減目標量」(水濁法第4条の3第1項第1号)だけでなく、「達成の方途」(同項2号)と「その他必要な事項」(同項3号)を含め、総量削減計画の全ての条項について同意協議は存置する整理となっている。 ・これは、「削減目標量」だけでなく、「達成の方途」と「その他必要な事項」についても、国の補助金等を受け地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれ、国の財政的支援が伴う施策など国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、同意協議は存置する必要があるとの整理に至り、政府の分権改革の方針にも反映されて閣議決定されているものである。 このため、本提案のように、「削減目標量」に変更がなかったとしても、「達成の方途」と「その他必要な事項」について国の施策等との整合を図る必要があることに何ら変わりはないものである。 ・計画策定期間についても、既に「義務付け枠付けの第4次見直し」(平成25年3月12日閣議決定)の際の提案を踏まえ、総量削減計画に係る都道府県知事からの協議、同意に際する期間短縮のための標準処理期間を設定することにより、措置済みとなっている。 ・このように本提案は、過去に政府の分権改革の方針を閣議決定するにあっても、同意協議を存置するとの結論に既に至っているほか、標準処理期間の設定により協議期間短縮についても措置済みであることから、これまでの整理のとおり、環境大臣への同意協議の規定は存置することとしたい。	国の総量削減基本方針は、地方公共団体の施策や調査結果を踏まえ、関係省庁との調整もなされたうえで決定されており、総量削減基本方針が策定される時点で国施策との整合性等の確認などは終わっている。 総量削減計画は、総量削減基本方針に基づき作成されることから、特に「削減目標量」に変更が無い場合は、重ねて環境大臣への同意協議は不要である。	
320	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	安定ヨウ素剤事前配布に係る手続きの簡素化	・配布対象年齢到達時、転入時、3年ごとの更新時の配布手続きについて、問診内容に変更が無い等の場合は説明会への参加を省略し、また、市町村役場や薬局で配布できるようにすること ・転出時、死亡時等の古い安定ヨウ素剤の回収手続きについて、地方公共団体の回収義務をなくし、住民により廃棄できるようにすること	【提案内容】 原子力災害対策指針および指針を踏まえた解説書(「以下、解説書等」)では、安定ヨウ素剤の事前配布に際しての対応等が細かく定められており、これらは該当する道府県および市町村の事務とされており、解説書等で定められている方法を遵守すると、対象者への通知や関係機関との調整、当日のスタッフ確保や会場準備など、多くの労力と費用を費やし、地方公共団体の負担となっている。よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追加配布等における説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。 【支障事例】 説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設営費等で1回当たり10～50万円のコストが発生する。(当県での26年度説明会開催数 44回) 説明会形式をとることにより、場所・時間が限定されるため、住民からは負担だとの声が上がっている。 説明会では、市町の保健師による問診を行うため、保健師の人数が少ない市町からは負担だとの声が上がっている。	原子力規制委員会「原子力災害対策指針」 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課の解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」	環境省(原子力規制委員会、原子力規制庁)	福井県	・追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、既に対象者が一度以上は説明を受けていることから、改めての説明は省略できる。ただし、この場合であっても、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用可否の判断は必要である。なお、配布場所については、特段の制限はないが、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(平成27年4月22日修正)で示している考え方を遵守すべきである。 ・安定ヨウ素剤が不要となった場合には、第三者に譲り渡すことや配布された者以外の者に服用させることがあってはならないことから、安定ヨウ素剤を保有している住民が地方公共団体に返却することとしている。	・安定ヨウ素剤は医療用の医薬品であるため、説明会を省略できる場合においても、医師等による服用可否の判断が必要であるとの見解は理解できる。 上記の場合においても、地方公共団体の創意工夫した取組を認めていただくとともに地域の実情に即した実効性のある運用に支障をきたさぬよう解説書を改定していただきたい。 ・安定ヨウ素剤が不要となった場合に、住民が適切な方法で廃棄することは、解説書で示されている「第三者に譲り渡すこと」や「配布された者以外の者に服用させること」にはあたらないと考える。安定ヨウ素剤の配布事務は、地方公共団体の負担軽減なくしては継続しがたい事務であるため、転出、死亡等により不要となった場合の住民による廃棄を認めていただきたい。	
125	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	現状では、排水口における水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するというだけで、また、間接冷却水を増加させる場合に既存の排水口からではなく新設の排水口から排出するというだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、特定施設の設置の場合であっても汚濁負荷量の増加がある場合に限定するべきである。	【瀬戸内法の現状】 瀬戸内海の流域では、特定施設の設置を行う工場・事業場のうち、最大排水量が50m3／日以上のもものは、瀬戸内法に基づき、許可が必要であり、その際には事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対しても、申請から許可まで最低でも1か月以上の期間を要しており、迅速かつ円滑な事業活動の支障となっている。 【地域企業からの要望】 特定施設の設置案件では、汚濁負荷量が増加しないことを県が審査で確認している場合でも縦覧等が行われるが、その際に、縦覧するアセス書類は、単に自治体の測定した公共用水域の水質公表データが転記されただけのものであり、そのような形式的な縦覧が、本県の場合、設置許可案件の90％を占めている。このような形式的な手続は、事業活動のスピード感からかけ離れており企業から緩和を求める要望が強い。 【緩和の方向性】 国は、たとえ汚濁負荷量が増加しなくても、特定施設を設置する場合は、環境保全上の支障がないことを公衆に周知する必要があるから縦覧等が必要であるとしているが、本県では少なくとも20年以上にわたって利害関係者の閲覧はなく、県の審査に寄せられる信頼は高いと考えられるので、縦覧等の手続を汚濁負荷量が増加する場合に限定しても、何ら支障はないと考えられる。 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場には総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は達成可能である。 ※同法第5条の許可実績はその他欄記載	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	環境省	岡山県、中国地方知事会	本件については、昨年度も同様の提案があり、その際に、「既存の特定施設を廃止して新たに特定施設に該当する施設を設置する場合は、法第5条の規定に基づき設置許可の申請が必要となり、その手続きにおいて、汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果について告示縦覧を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事実を周知する必要がある」と旨を回答している。 その後の協議を踏まえ、最終的には変更許可に係る内容に提案の焦点は絞られ、「事前の環境影響評価や告示縦覧の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象になるか)の照会について速やかに検討」する旨の閣議決定がなされていることから、本提案については、既に措置済みであると認識している。	今回の要望は主として、特定施設の更新(既存の特定施設を廃止して新たに特定施設を設置する場合)等法第5条の申請であって負荷量が増加しない場合について、法改正を求めているものである。 特定施設を設置する場合でも負荷量の増加がない場合は、環境保全上支障はないことから、その事実を周知する必要はない。また、申請書の詳細が知りたい者には、情報公開手続により開示できることから、たとえ周知するとしても告示だけでよく、許可前に3週間の縦覧期間を設ける必要はないと考える。上記を踏まえ、再度検討していただきたい。 なお、今国会に与野党から共同提案の動きがある「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法案」の附則において、5年以内を目途に特定施設の設置に係る規制のあり方について検討する旨の規定が含まれており、特定施設の許可制度の見直しを求める気運が高まっている。 まずは、法第5条の申請の場合であっても、告示縦覧については汚濁負荷量が増大する場合に限定するなど、引き続き早急な規制緩和を要望する。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成26対応方針(平成21.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成26>として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
愛媛県、福岡県	○本県においても提案団体と同様に、事前協議の期間を含めると大臣同意を得るまで1年5か月という多大な時間を要している。削減目標量に変更がない場合、新たに関係省庁等の施策との整合をとる必要は希薄であるため大臣協議を不要としても差し支えないと考える。	【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の総量」以外の事項については、協議・同意を廃止するべきである。「発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の総量」についても、総量削減計画が国の基本方針の枠内で策定されるものであることを踏まえ、環境大臣への協議を不要とするよう積極的な検討を求める。	○第1次ヒアリングにおいて、「総量削減計画を策定する際の環境大臣への同意付き協議は、削減目標量の変更の有無に関わらず、全ての事項について、同意を要しない協議へ変更を検討したい」との見解が表明された。環境省関連の類似の計画において同意付き協議が存置されている例もないことから、速やかに、同意を要しない協議へ変更する方向で検討を進めていただきたい。	・第1次ヒアリングにおける議論や当省所管の他法令の状況を踏まえ、総量削減計画を策定又は変更する際の環境大臣への同意付き協議は、削減目標量の変更の有無に関わらず、全ての事項について同意を要しない協議へ変更することを検討する。	6【環境省】 (3)水質汚濁防止法(昭45 法138) 都道府県知事の総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議(4条の3第3項)については、同意を要しない協議とする。	法律	平成28年5月20日施行(水質汚濁防止法の一部改正)	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成28年5月20日に公布され、同日付けで水質汚濁防止法の一部改正が施行された。 これを受け、関係都府県に対し、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について」(平成28年5月30日付け環水大第1605264号環境省水・大気環境局長通知)を発出し、周知徹底を図った。 平成29年6月、環境大臣の同意を要しない協議を経て、都道府県知事が総量削減計画を策定予定	
		【全国知事会】 安定ヨウ素剤の事前配布後も、地方公共団体において薬剤の更新業務が継続的に発生するため、再配布の手続きを簡略化するなど、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に図が示すべきである。		・追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、既に対象者が一度以上は説明を受けていることから、改めての説明は省略できる。ただし、この場合であっても、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用可否の判断は必要である。なお、配布場所については、特段の制限はないが、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(平成27年4月22日修正)で示している考え方を遵守すべきである。 ・安定ヨウ素剤は医療用医薬品である。安定ヨウ素剤は不要となった場合には、第三者に譲り渡すことや配布された者以外の者に服用させることがあってはならないことから、安定ヨウ素剤を保有している住民が地方公共団体に返却することとしている。	6【環境省】 (5)原子力災害対策特別措置法(平11法156) 原子力災害対策指針(平24 原子力規制委員会)に基づき地方公共団体が行う安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民への説明会については、追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を更新する際には、説明内容を把握していることの再確認や医師による服用可否の判断を前提として、改めての説明は省略できることを明確化するため、「安定ヨウ素剤についてのQ&A」を平成27年度中に改正する。	「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の本文修正に併せて、「安定ヨウ素剤についてのQ&A」を改正した。	平成27年12月24日に改正済	原子力規制委員会ホームページ「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(平成27年12月24日修正)	
倉敷市、徳島市、福岡県	○特定施設の改善更新時に、1ヶ月以上の手続き期間が必要であり、早急な環境対策への支障となっている。 なお、平成26年度中に瀬戸内法第5条に基づく設置許可申請は14件あったが、汚濁負荷量の増加があるものは1件のみであり、非効率な手続きとなっている。 ○特定施設から排水がなく汚濁負荷量の増大がないにもかかわらず特定施設を設置するということで、環境影響の事前評価を必要とし申請後3週間の告示縦覧を行った案件がある。この案件は、特定施設で利用する水は循環利用後廃液回収し産業廃棄物として委託処理するため排水はないというものであった。しかし、告示縦覧を行ったことで申請から許可までに約1ヶ月の期間を要した。 ○同様の支障事例が生じており、同様の制度改正の必要性を感じる。 【平成26年度中の瀬戸内法第5条による設置許可実績】 平成26年度、3件の設置許可申請があったが、汚濁負荷量の増加があるものは1件であった。 ○特定施設の設置を早急に実現したいという事業者からの要望に対しても、申請から許可まで2ヶ月以上の期間を要しており、迅速かつ円滑な事業活動の支障となっている。汚濁負荷量の増加が明らかでない場合においては縦覧等の手続きを省略しても差し支えないものと考える。	【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、特定施設の設置の許可手続については、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 環境省からの回答が「措置済み」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行ない、提案の実現に向けて積極的な検討を求める。		・昨年度の要望においても、特定施設の設置許可に関する提案は含まれていたが、その後の協議の過程で変更許可に関する内容に焦点が絞られ、関連する照会について速やかに検討する旨の閣議決定がなされたところであり、第1次回答のとおり既に措置済みである。また、設置許可と変更許可は一連の制度であり、昨年度閣議決定された変更許可に係る照会が未だ1件もない状況において、設置許可に係る協議のみを進めることは有意義ではなく、貴見解において事業活動への支障について具体的な内容が示されていないことを踏まえても、まずは昨年度閣議決定された内容も含め情報の蓄積を図ることが重要であると認識している。 貴団体等から示された支障事例では汚濁負荷量が増大しない件数が挙げられているが、特定施設の設置の際には、昨年度より回答しているとおり、汚濁負荷量の状況を含め汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認し、その結果について告示・縦覧を行うことにより公衆に周知する必要があるものである。また、貴見解において情報公開手続にも触れられているが、開示には日数や費用を要する場合があるなど、本規定の趣旨に鑑みればその代替措置としては適当でない。 なお、第189回国会で成立した瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律では、同法の施行後5年以内を別途として特定施設の設置の規制の在り方を含め同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。	6【環境省】 (4)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の設置の許可(5条1項)については、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平27法78)附則3項に基づき、同法施行後5年以内を目途に、当該規制の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	省令	同法施行後5年以内目途	本要望を踏まえ、手続きの合理化を内容とする、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第22号)を令和2年9月25日に公布・施行した。	